

改め、「当該局」の右に「又は室」を加え、同項第6号中「参事」を「参与」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第2項中「企画総務局人事部研修センター所長及び都市整備局段原再開発部計画課長」を「及び企画総務局人事部研修センター所長」に改める。

第12条の表再開発部庁舎の玄関の項を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市規則第29号

平成27年3月27日

職員の職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

職員の職名に関する規則（昭和49年広島市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「その他」を「その他の」に改め、同項本庁の部分第1号中「参事」を「参与」に改め、同部分第2号中「担当課長」の右に「, 専門監」を加え、同項出先機関の部分第2号中「, 参事」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市規則第30号

平成27年3月27日

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和26年3月30日広島市規則第93号）の一部を次のように改正する。

第10条の4の3第2項中「始め、又は」を「始め、」に、「派遣された」を「派遣され、自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を始め、又は配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）を始めた」に改める。

第10条の7の3第1項第3号中「又は」を削り、「派遣された」を「派遣され、自己啓発等休業を始め、又は配偶者同行休業を始めた」に改める。

第22条に次の2号を加える。

(9) 自己啓発等休業をしている職員

(10) 配偶者同行休業をしている職員

第22条の7第2項第3号中「第22条第8号」の右に「から第10号まで」を加える。

第22条の8第1項第1号中「及び広島市教育長の給与等に関する条例（昭和28年広島市条例第18号）」を削る。

第23条第2号中「第8号」の右に「から第10号まで」を加える。

第23条の4第2項第2号中「第22条第8号」の右に「から第10号まで」を加える。

別表第1の2種の項中「西部水資源再生センター所長」を「復興工事事務所長及び西部水資源再生センター所長」に改め、同表の6種の項及び7種の項中「保育園長」を「認定こども園長及び保育園長」に改める。

別表第3の1種の項中「又は下水ポンプ場」を削る。

別表第6を次のように改める。

別表第6（第23条の11関係）

職員の区分	職務の級 号給	職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
	1	1,900	2,500	3,500	5,100	6,800
	2	1,900	2,500	3,600	5,100	6,800
	3	2,000	2,600	3,600	5,200	6,900
	4	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	5	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	6	2,000	2,700	3,700	5,300	7,000
	7	2,000	2,700	3,800	5,300	7,000
	8	2,000	2,800	3,800	5,400	7,100
	9	2,000	2,800	3,800	5,400	7,100
	10	2,000	2,800	3,900	5,400	7,100
	11	2,100	2,900	3,900	5,500	7,200
	12	2,100	2,900	4,000	5,500	7,200
	13	2,100	2,900	4,000	5,500	7,200
	14	2,100	2,900	4,100	5,600	7,300
	15	2,200	3,000	4,200	5,600	7,300
	16	2,200	3,000	4,200	5,700	7,400
	17	2,200	3,000	4,300	5,700	7,400
	18	2,200	3,100	4,400	5,800	7,400
	19	2,300	3,100	4,400	5,800	7,500
	20	2,300	3,200	4,500	5,900	7,500
	21	2,300	3,200	4,500	5,900	7,500
	22	2,300	3,200	4,600	5,900	7,500
	23	2,400	3,300	4,600	6,000	7,600
	24	2,400	3,300	4,700	6,000	7,600
	25	2,400	3,300	4,700	6,000	7,600
	26	2,500	3,400	4,800	6,000	7,600
	27	2,500	3,400	4,800	6,100	7,700
	28	2,600	3,500	4,900	6,100	7,700
	29	2,600	3,500	4,900	6,100	7,700
	30	2,600	3,600	5,000	6,200	7,800
	31	2,700	3,600	5,000	6,200	7,800
	32	2,700	3,700	5,100	6,300	7,900
	33	2,700	3,700	5,100	6,300	7,900
	34	2,700	3,700	5,200	6,300	7,900
	35	2,800	3,800	5,200	6,400	8,000
	36	2,800	3,800	5,300	6,400	8,000
	37	2,800	3,800	5,300	6,400	8,000
	38	2,800	3,900	5,300	6,500	8,000
	39	2,900	4,000	5,400	6,500	8,000
	40	2,900	4,000	5,400	6,600	8,000
	41	2,900	4,100	5,400	6,600	8,000
	42	3,000	4,200	5,500	6,700	8,000
	43	3,000	4,200	5,500	6,700	8,000
	44	3,100	4,300	5,600	6,800	8,000
	45	3,100	4,300	5,600	6,800	8,000
	46	3,100	4,400	5,600	6,800	8,000
	47	3,200	4,400	5,700	6,900	8,000
	48	3,200	4,500	5,700	6,900	8,000
	49	3,200	4,500	5,700	6,900	8,000
	50	3,200	4,600	5,700	6,900	8,000
	51	3,300	4,700	5,800	7,000	8,000
	52	3,300	4,700	5,800	7,000	8,000
	53	3,300	4,800	5,800	7,000	8,000
	54	3,300	4,800	5,900	7,000	8,000
	55	3,400	4,900	5,900	7,100	8,000

再任用職員以外の職員	56	3,400	4,900	6,000	7,100	8,000
	57	3,400	4,900	6,000	7,100	8,000
	58	3,400	5,000	6,000	7,100	8,000
	59	3,500	5,000	6,100	7,200	
	60	3,500	5,100	6,100	7,200	
	61	3,500	5,100	6,100	7,200	
	62	3,500	5,200	6,200	7,200	
	63	3,600	5,200	6,200	7,300	
	64	3,600	5,300	6,300	7,300	
	65	3,600	5,300	6,300	7,300	
	66	3,600	5,300	6,300	7,300	
	67	3,700	5,400	6,400	7,400	
	68	3,700	5,400	6,400	7,400	
	69	3,700	5,400	6,400	7,400	
	70	3,700	5,400	6,400	7,400	
	71	3,800	5,500	6,500	7,500	
	72	3,800	5,500	6,500	7,500	
	73	3,800	5,500	6,500	7,500	
	74	3,800	5,500	6,600	7,500	
	75	3,900	5,600	6,600	7,500	
	76	3,900	5,600	6,700	7,500	
	77	3,900	5,600	6,700	7,500	
	78	3,900	5,700	6,700	7,500	
	79	4,000	5,700	6,800	7,500	
	80	4,000	5,800	6,800	7,500	
	81	4,000	5,800	6,800	7,500	
	82	4,000	5,800	6,800	7,500	
	83	4,100	5,900	6,900	7,500	
	84	4,100	5,900	6,900	7,500	
	85	4,100	5,900	6,900	7,500	
	86	4,100	6,000	6,900	7,500	
	87	4,100	6,000	6,900	7,500	
	88	4,100	6,100	6,900	7,500	
	89	4,100	6,100	6,900	7,500	
	90	4,100	6,100	6,900	7,500	
91	4,200	6,200	7,000	7,500		
92	4,200	6,200	7,000	7,500		
93	4,200	6,200	7,000	7,500		
94	4,200	6,200	7,100			
95	4,300	6,300	7,100			
96	4,300	6,300	7,200			
97	4,300	6,300	7,200			
98	4,300	6,300	7,200			
99	4,400	6,400	7,200			
100	4,400	6,400	7,200			
101	4,400	6,400	7,200			
102	4,400	6,400	7,200			
103	4,400	6,500	7,200			
104	4,400	6,500	7,200			
105	4,400	6,500	7,200			
106	4,400	6,500	7,200			
107	4,500	6,600	7,300			
108	4,500	6,600	7,300			
109	4,500	6,600	7,300			
110	4,500	6,600	7,300			
111	4,500	6,700	7,300			
112	4,500	6,700	7,300			
113	4,500	6,700	7,300			
114	4,500	6,700	7,300			
115	4,600	6,800	7,300			
116	4,600	6,800	7,300			
117	4,600	6,800	7,300			
118	4,600	6,800	7,300			
119	4,700	6,900	7,300			
120	4,700	6,900	7,300			
121	4,700	6,900	7,300			
122	4,700	6,900	7,300			
123	4,700	6,900	7,300			
124	4,700	6,900	7,300			
125	4,700	6,900	7,300			
126	4,700	6,900	7,300			
127	4,800	6,900	7,300			
128	4,800	6,900	7,300			
129	4,800	6,900	7,300			
130	4,800	6,900	7,300			
131	4,900	7,000				
132	4,900	7,000				

	133	4,900	7,000			
	134	4,900	7,000			
	135	4,900	7,100			
	136	4,900	7,100			
	137	4,900	7,100			
	138	4,900	7,100			
	139	4,900	7,100			
	140	4,900	7,100			
	141	4,900	7,100			
	142	4,900	7,100			
	143	5,000	7,100			
	144	5,000	7,100			
	145	5,000	7,100			
	146	5,000	7,100			
	147	5,100	7,100			
	148	5,100	7,100			
	149	5,100	7,100			
	150	5,100	7,100			
	151	5,100	7,100			
	152	5,100	7,100			
	153	5,100	7,100			
	154	5,100	7,100			
	155	5,100	7,100			
	156	5,100	7,100			
	157	5,100	7,100			
	158		7,100			
	159		7,100			
	160		7,100			
	161		7,100			
再任用職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市規則第31号

平成27年3月27日

広島市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

広島市職員被服貸与規則（昭和32年広島市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中「第43項」を「第44項」に改め、同表第9項中「保育園」を「認定こども園又は保育園」に改め、同表中第44項を第45項とし、第43項の次に次の1項を加える。

44 危機管理業務に従事する職員	帽 子	1	3
	作 業 服	1	3

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 改正前の別表第9項の規定により貸与した被服（この規則の施行の日に認定こども園に所属する調理員となる者に係るものに限る。）であって、この規則の施行の際使用期間の満了していないものについては、改正後の別表第9項の規定により貸与した被服とみなす。

広島市規則第32号

平成27年3月27日

広島市職員住宅貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市職員住宅貸与規則の一部を改正する規則

広島市職員住宅貸与規則（昭和26年3月22日広島市規則第89号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 危機管理職員官舎

第4条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 危機管理職員官舎 危機管理室危機管理課長

第9条を削り、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条中「第7条」を「前条及び次条」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(危機管理職員官舎)

第6条 危機管理職員官舎は、災害等の緊急事態に迅速に対処するため特に必要があるとして市長が指定する危機管理室の職員その他の職員に対し、無料で貸与する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市規則第33号

平成27年3月27日

広島市市税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市市税規則の一部を改正する規則

広島市市税規則（昭和43年広島市規則第55号）の一部を次のように改正する。

別表第4第1項第4号中「又は同法」を「、同法」に改め、「専修学校」の右に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加え、同表第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第4第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

広島市規則第34号

平成27年3月27日

広島市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

広島市予算の編成及び執行に関する規則（昭和43年広島市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「長」の右に「（危機管理室にあつては危機管理担当局長を、会計室にあつては会計管理者を、ウに掲げる組織にあつては教育長をいう。）」を加え、同号ア中「及び」の右に「室並びに」を加える。

第20条第8号中「（昭和25年法律第144号）」の右に「、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）」を加える。

別表第1国庫支出金の項中「土木施設災害復旧費補助金」を

「土木施設災害復旧費補助金  
災害廃棄物処理費補助金」に改め、同表県支出金の項中

「土木管理費負担金  
都市計画費負担金」を「土木管理費負担金  
港湾費負担金  
都市計画費負担金」に、

「教育総務費負担金  
保健体育費負担金」を「教育総務費負担金  
高等学校費負担金  
保健体育費負担金」に、

「社会福祉費委託金  
児童福祉費委託金」を「社会福祉費委託金  
児童福祉費委託金  
災害救助費委託金」に改め、

同表諸収入の項中「総務管理費受託事業収入  
統計調査費受託事業収入」を

「総務管理費受託事業収入  
戸籍住民基本台帳費受託事業収入  
統計調査費受託事業収入」に改める。

別表第2総務費の項中「退職年金費」の右に「、危機管理費」を加え、同表土木費の項中「、段原地区再開発費」を削り、同表消防費の項中「、災害対策費」を削り、同表災害復旧費の項中

「教育施設災害復旧費 小学校施設災害復旧費」を

「教育施設災害復旧費 小学校施設災害復旧費  
災害廃棄物処理費 災害廃棄物処理費」に改める。

別表第3の介護保険事業特別会計歳入の表繰入金の項中

「介護給付費繰入金  
介護予防事業繰入金  
包括的支援事業等繰入金  
事務費等繰入金」を「介護給付費繰入金  
介護予防事業繰入金  
包括的支援事業等繰入金  
低所得者保険料軽減繰入金  
事務費等繰入金」に改める。

別表第3の国民健康保険事業特別会計歳入の表国庫支出金の項中

「国庫補助金 保険給付費国庫補助金 保険給付費補助金」を

国庫補助金	総務費国庫補助金	総務管理費補助金	に改
	保険給付費国庫補助金	保険給付費補助金	

める。

別表第3の元字品町財産区特別会計歳入の表財産収入の項の前に次のように加える。

繰入金	一般会計繰入金	一般会計繰入金	一般会計繰入金
-----	---------	---------	---------

別表第5企画総務局の項の前に次のように加える。

危機管理室	危機管理課長	危機管理課長	危機管理室
-------	--------	--------	-------

別表第5都市整備局の項中

青崎地区区画整理事務所長	青崎地区区画整理事務所	を
--------------	-------------	---

青崎地区区画整理事務所長	青崎地区区画整理事務所	に改め、
復興工事事務所長	復興工事事務所	

計画課長	段原再開発部	を削る。
------	--------	------

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



広島市規則第35号

平成27年3月27日

広島市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市会計規則の一部を改正する規則

広島市会計規則（昭和43年広島市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「長」の右に「（危機管理室にあつては危機管理担当局長，会計室にあつては会計管理者，エに掲げる組織にあつては教育長）」を加え，同号ア中「及び」の右に「室並びに」を加える。

第12条第2項中第7号を削り，第8号を第7号とし，第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げ，同項第13号中「，証紙売りさばき代金」を削り，同号を同項第12号とし，同項中第14号を第13号とし，第15号から第22号までを1号ずつ繰り上げ，同項第23号中「保育園」を「認定こども園及び保育園」に改め，同号を同項第22号とし，同項中第24号を第23号とする。

第19条第2項中第7号を削り，第8号を第7号とし，第9号から第19号までを1号ずつ繰り上げ，第20号を第19号とし，同号の次に次の1号を加える。

20 生活援助員派遣事業利用料（口座振替の方法により納付されるものうち納入義務者から領収証書の交付を要しない旨の申出のあつたものに限る。）

第19条第3項中「第7号，第9号，第11号及び第12号」を「第8号，第10号及び第11号」に改める。

第25条第1項中「第158条の2第1項」の右に「，子

も・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第5項」を加える。

第36条第4号中「，証紙」を削り，同条中第25号を第26号とし，第24号の次に次の1号を加える。

25 登録等手数料（登録申請時等に支払う必要のあるものに限る。）

第54条第6号中「若しくは医薬品類似形態食品の実態調査」を「，医薬品類似形態食品の実態調査若しくは鶏肉等の食中毒起因菌等調査」に改め，同条第13号中「運賃」の右に「（自動車航送運賃及び特殊手荷物運賃を含む。）」を加える。

第62条第2号中「及び保育の実施に要する経費」を削り，同条中第7号を第8号とし，第6号を第7号とし，第5号の次に次の1号を加える。

6 子ども・子育て支援法の規定に基づく施設型給付費等及び委託費

第66条第2項中「者」の右に「（指定金融機関及び収納代理金融機関を除く。）」を加え，後段を削り，同項各号中「繰替使用する」を「繰替使用をする」に改め，同条に次の2項を加える。

3 前項の規定による報告を受けた主管課長は，直ちに当該繰替払に係る歳出予算科目から当該繰替使用に係る歳入予算科目への振替えの手續を執らなければならない。

4 前項の規定は，繰替払をした指定金融機関及び収納代理金融機関に係る第23条第2項の規定による送付を受けた主管課長について準用する。この場合において，前項中「前項の規定による報告を受けた主管課長は」とあるのは，「第23条第2項の規定による送付を受けた主管課長は，当該繰替払が，「前項第1号に掲げるものである場合にあつては送付を受けた日の属する月の翌月7日まで（中途において事務が完了した場合はその日から7日以内）に，同項第2号に掲げるものである場合にあつては繰替使用の完了後10日以内に，同条第2項の領収済通知書に係る電磁的記録を利用して繰替えの状況を整理し」と読み替えるものとする。

別表第1企画総務局の項の前に次のように加える。

危機管理室	危機管理室	危機管理課長
-------	-------	--------

別表第1都市整備局の項中

青崎地区区画整理事務所	青崎地区区画整理事務所長	を
-------------	--------------	---

青崎地区区画整理事務所	青崎地区区画整理事務所長	に改め、
復興工事事務所	復興工事事務所長	

段原再開発部	計画課長	を削る。
--------	------	------

別表第3の(1)の表企画総務局の項の前に次のように加える。

危機管理室	課長	(1) 入札保証金の出納 (2) 広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料（危機管理室の所掌事務に係るものに限る。）の収納
危機管理課		

別表第3の(1)の表企画総務局総務課の項中「(昭和32年広島市条例第20号)」を削り、同表健康福祉局健康福祉企画課の項第1号中「収納」を「出納」に改め、同表健康福祉局保健部食品保健課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同表都市整備局都市整備調整課の項中第8号を第10号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 訴訟費用並びに支払督促及び強制執行の申立てに係る費用の収納

(5) 移転補償金に係る返還金の収納

別表第3の(1)の表都市整備局の項中

段原再開発部計画課	課長	(1) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料(段原再開発部計画課の所掌事務に係るものに限る。)の収納 (2) 入札保証金の出納 (3) 訴訟費用並びに支払督促及び強制執行の申立てに係る費用の収納 (4) 徴収清算金並びにこれに係る延滞金及び滞納処分による収納金(段原地区に係るものに限る。)の収納 (5) 移転補償金に係る返還金の収納
段原再開発部工務課	課長	(1) 徴収清算金並びにこれに係る延滞金及び滞納処分による収納金(段原東部地区に係るものに限る。)の収納 (2) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料(段原再開発部工務課の所掌事務に係るものに限る。)の収納

削り、同表看護専門学校総務課の項の次に次のように加える。

認定こども園	園長	(1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の収納
--------	----	-------------------------------

別表第3の(1)の表保育園の項第2号を削り、同表青崎地区区画整理事務所の項の次に次のように加える。

復興工事事務所	所長	(1) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料(復興工事事務所の所掌事務に係るものに限る。)の収納 (2) 入札保証金の出納 (3) 契約保証金の出納
---------	----	--

別表第3の(1)の表消防署の項第3号を削る。

別表第3の(2)の表区役所市民部市民課の項第4号を削り、同表区役所厚生部保健福祉課の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 阿戸認定こども園の入園料及び給食料並びにこれらに係る附帯金の収納(安芸区役所に限る。)

別表第3の(2)の表区役所建設部(安佐南区役所、安佐北区役所、安芸区役所及び佐伯区役所にあつては農林建設部をいう。)建築課の項中第11号を第12号とし、第2号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 住宅入居保証金の収納

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



**広島市規則第36号**

平成27年3月27日

広島市職員の給与等の支払に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

**広島市職員の給与等の支払に関する規則の一部を改正する規則**

広島市職員の給与等の支払に関する規則(昭和33年広島市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表企画総務局の項の前に次のように加える。

危機管理室危機管理課	課長	危機管理担当局長、危機管理室
------------	----	----------------

別表都市整備局の項中

「段原再開発部計画課 課長 段原再開発部」を

削り、同表看護専門学校総務課の項の次に次のように加える。

認定こども園	園長	認定こども園
--------	----	--------

別表青崎地区区画整理事務所の項の次に次のように加える。

復興工事事務所	所長	復興工事事務所
---------	----	---------

別表教育委員会事務局の項中「教育委員会の委員、教育長」を「教育長、教育委員会の委員」に、「留守家庭子ども会指導員」を「放課後児童クラブ指導員」に改め、同表小学校の項中「留守家庭子ども会指導員」を「放課後児童クラブ指導員」に改め、同表備考の1中「局に局次長」を「局(危機管理室を含む。以下同じ。)に局次長(危機管理室にあつては、室長。以下この備考の1において同じ。)」に改め、「局の長」の右に「(危機管理室にあつては、危機管理担当局長)」を加え、同表備考の2中「担当局長」の右に「(危機管理担当局長を除く。)」を加え、「参事」を「参与」に改める。

**附 則**

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育長が改正法附則第2条第1項に規定するところにより在職する間は、改正後の別表教育委員会事務局の項中「教育長、教育委員会の委員」とあるのは、「教育委員会の委員、教育長」とする。



**広島市規則第37号**

平成27年3月27日

広島市物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

**広島市物品管理規則の一部を改正する規則**

広島市物品管理規則(昭和44年広島市規則第64号)の一部

を次のように改正する。

第14条第1項第9号中「県証紙」を「収入印紙」に改め、「収入印紙」を削り、同条第2項第2号中「除く。」で「の」の右に「認定こども園又は」を加える。

別表第1の(1)の表中「第3条第2項に規定する課( )」の右に「危機管理室に属する課にあつては危機管理課、」を加え、「段原再開発部に属する課にあつては計画課」を削り、同表青崎地区区画整理事務所の項の次に次のように加える。

復興工事事務所	所長
---------	----

別表第2の(1)の表中

保育園	園長	こども未来局保育企画課長	を
認定こども園	園長	こども未来局保育企画課長	

認定こども園	園長	こども未来局保育企画課長	に改める。
保育園	園長	こども未来局保育企画課長	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市規則第38号

平成27年3月27日

広島市工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

広島市工業技術センター条例施行規則（昭和62年広島市規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1工作設備の項中

三次元造形機	1時間につき	2,290円 (市のABS樹脂を使用しないときは、1,180円)	を
熱溶解式三次元造形機	1時間につき	2,290円 (本市の造形材料を使用しないときは、1,180円)	

インクジェット式三次元造形機	1時間につき	3,530円 (本市の造形材料を使用しないときは、680円)	に
熱溶解式三次元造形機	1時間につき	2,290円 (本市の造形材料を使用しないときは、1,180円)	

改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市規則第39号

平成27年3月27日

広島市競輪実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市競輪実施規則の一部を改正する規則

広島市競輪実施規則（昭和38年広島市規則第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「競技委員長」の右に「競技副委員長」を加える。

第6条第1項中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 競技副委員長

第7条第1項及び第2項を次のように改める。

前条第1項の開催執務委員及び同条第2項の係員（以下「開催執務員」と総称する。）のうち、委員長及び副委員長には市の職員が当たる。

2 開催執務員（委員長及び副委員長を除く。以下この項において同じ。）には、市の職員が当たる。ただし、市が法第3条の規定に基づき同条各号に掲げる事務を委託したときは、次に掲げるとおりとする。

(1) 法第3条第1号に掲げる事務（以下「競技関係事務」という。）を執行する開催執務員には、法第38条第1項の規定による指定を受けた法人（以下「競技実施法人」という。）の役職員が当たる。

(2) 法第3条第2号又は第3号に掲げる事務を執行する開催執務員には、市の職員又は当該事務を受託した者（法人の場合にあつては、その法人の役職員）が当たる。

第7条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 同一の事務を執行する開催執務委員（前条第1項第5号から第11号までに掲げる開催執務委員に限る。）が2人以上あるときは、委員長がその主任（審判委員にあつては、審判長及び副審判長）を定める。ただし、市が競技関係事務を競技実施法人に委託したときは、競技関係事務を執行する開催執務委員にあつては、競技委員長がその主任を定める。

第2章第2節の節名中「競技委員長」の右に「競技副委員長」を加える。

第11条の見出し中「競技委員長」の右に「及び競技副委員長」を加え、同条中「競技実施法人に属するもの」及び「競技実施法人に属する事務」を「競技関係事務」に改め、同条に次の1項を加える。

2 競技副委員長は、競技委員長を補佐し、競技委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第74条の2第1項中「単勝式勝者投票法、複勝式勝者投票法」を削り、「4種」を「2種」に改める。

第77条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、同条第5項第1号中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第6項を第4項とし、第7項から第10項までを2項ずつ繰り上げる。

別表第1の表中「競技委員長」を「競技委員長 競技副委員長」に、「払戻し員」を「払戻員」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



広島市規則第40号

平成27年3月27日

広島市下水道事業財務会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市下水道事業財務会計規則の一部を改正する規則

広島市下水道事業財務会計規則（昭和60年広島市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「長」の右に「（危機管理室にあつては、危機管理担当局長とする。）」を加え、同号ア中「局」を「局及び室」に改める。

第40条第2項中「者」の右に「（出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を除く。）」を加え、同条第3項中「繰替使用した収入予算科目に振替」を「繰替使用に係る収入予算科目への振替え」に、「とらなければ」を「執らなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の規定は、繰替払をした出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に係る第26条第2項の規定による送付を受けた主管課長について準用する。この場合において、前項中「前項の規定により報告を受けた主管課長は」とあるのは、「第26条第2項の規定による送付を受けた主管課長は、送付を受けた日の属する月の翌月7日まで（中途において事務が完了した場合はその日から7日以内）に、同項の領収済通知書に係る電磁的記録を利用して繰替えの状況を整理し」と読み替えるものとする。

第49条の2の表第25条の項中「第158条の2第1項」の右に「、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第5項」を加え、同表第81条の項中「第4条第1項」を「第4条」に改める。

第52条第1項第5号中「県証紙、」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



広島市規則第41号

平成27年3月27日

広島市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の施行については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429

号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（要安全確認計画記載建築物等の耐震診断の結果の報告に係る添付書類）

第2条 省令第5条第4項（省令附則第3条において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 耐震診断の結果の妥当性を市長が適切であると認める者が証する書類

(2) 省令第33条第1項第1号の表に掲げる付近見取図、配置図及び各階平面図

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、同項第1号に掲げる書類を添えることを要しない。

（建築物の耐震改修の計画に係る認定の申請に係る添付書類）

第3条 省令第28条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 建築物の耐震改修の計画が法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合している旨の耐震診断の結果の妥当性を市長が適切であると認める者が証する書類

(2) 省令第28条第1項の表のい項に掲げる図書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 法第17条第1項の規定による申請をしようとする者は、省令第28条第2項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる構造計算書を添えることを要しない。

（建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請に係る添付書類）

第4条 省令第33条第1項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

(1) 法第22条第1項の規定による申請をしようとする者が省令第33条第1項第1号に掲げる図書を添える場合 ア及びイに掲げる書類

ア 当該申請に係る建築物が法第5条第3項第1号の耐震関係規定に適合していることを証する書類

イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 法第22条第1項の規定による申請をしようとする者が省令第33条第1項第2号に掲げる図書を添える場合 ア及びイに掲げる書類

ア 省令第33条第1項第1号の表に掲げる付近見取図、配置図及び各階平面図

イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第22条第1項の規定による申請に係る建築物が同条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合している旨の耐震診断の結果の妥当性を市長が適切であると認める者が証する書類

(2) 省令第33条第1項第1号の表に掲げる付近見取図、配置図及び各階平面図

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 省令第33条第2項第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
  - (1) 省令第33条第1項第1号の表に掲げる付近見取図、配置図及び各階平面図
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 4 法第22条第1項の規定による申請をしようとする者は、省令第33条第1項及び第2項の規定にかかわらず、省令第28条第1項の表の(ろ)項及び同条第2項の表に掲げる構造計算書を添えることを要しない。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請に係る添付書類)

第5条 省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第25条第1項の規定による申請に係る区分所有建築物が法第25条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していない旨の耐震診断の結果の妥当性を市長が適切であると認める者が証する書類
- (2) 省令第33条第1項第1号の表に掲げる付近見取図、配置図及び各階平面図
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 法第25条第1項の規定による申請をしようとする者は、省令第37条第1項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる構造計算書を添えることを要しない。

(委任規定)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市整備局指導担当局長が定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**広島市規則第42号**

平成27年3月27日

広島市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

**広島市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則**

広島市消防局の組織に関する規則（昭和32年広島市規則第69号）の一部を次のように改正する。

「危機管理部

危機管理課

第2条中 防災課 を削る。

計画係

防災係」

第6条職員課の分掌事務第12号中「消防職員公舎」を「消防職員待機官舎」に改め、同条危機管理部の部分削る。

**附 則**

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 広島市消防局消防職員委員会規則（平成8年広島市規則第94号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「、施設課及び危機管理部」を「及び施設課」に改める。

**広島市規則第43号**

平成27年3月27日

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則及び市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

**地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則及び市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則の一部を改正する規則**

次に掲げる規則の規定中「、参事」を削る。

- (1) 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和41年広島市規則第70号）本則
- (2) 市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則（昭和27年広島市規則第67号の2）本則

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**広島市規則第44号**

平成27年3月31日

広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

**広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則**

広島市衛生事務委任に関する規則（昭和31年広島市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第7号イ、オ及びタ中「診療所」を「病院、診療所」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(7)の2 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第1条の規定により読み替えて適用される医療法に規定する事務のうち、次に掲げるもの

ア 第23条の2の規定による人員の増員の申出又は業務の停止の申出に関すること。

イ 第24条第1項の規定による病院、診療所又は助産所の使用の制限及び停止並びに修繕及び改築の申出に関すること。

ウ 第28条の規定による病院、診療所又は助産所の管理者の変更の申出に関すること。

(7)の3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の3第3項の規定により読み替えられた医療法第7条第1項後段の規定による病院の開設の許可に係る事前協議及び同条第2項の規定による病院の開設許可事項の変更の



許可に係る事前協議に関すること。

第1条第1項第8号中「(昭和23年政令第326号)」を削り、同号ア中「第4条第1項の規定による」の右に「病院、」を加え、同号イ中「による」の右に「病院、」を加え、同号ウを削り、同項第16号中ホをミとし、ノからへまでをヒからマまでとし、ネの次に次のように加える。

ノ 第72条の5第1項の規定による承認前医薬品等に係る違法広告の中止その他措置命令に関すること。

ハ 第72条の5第2項の規定による承認前医薬品等に係る違法広告の送信防止措置の実施の要請に関すること。

第1条第1項第17号の2及び第18号の2を削り、同項に次の2号を加える。

(49) 食品表示法(平成25年法律第70号)に規定する事務のうち、同法第15条第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務(同法第4条第1項第1号のアレルゲン、同号の消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものに係るものに限る。)であつて、次に掲げるもの

ア 第6条第1項又は第3項の規定による指示及び同条第5項の規定による措置命令に関すること。

イ 第6条第8項の規定による措置命令又は業務の停止の命令に関すること。

ウ 第7条の規定による公表に関すること。

エ 第8条第1項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求、立入検査、質問及び収去並びに同条第7項の規定による食品の試験の委託に関すること。

オ 第12条第1項又は第2項の規定による申出の受付及び同条第3項の規定による調査に関すること。

(50) 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令(平成27年政令第68号)第7条第3項及び第6項の規定による報告に関すること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項第17号の2及び第18号の2を削る改正規定は、同年5月31日から施行する。

広島市規則第45号

平成27年3月31日

広島市児童福祉施設設備基準等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市児童福祉施設設備基準等条例施行規則の一部を改正する規則

広島市児童福祉施設設備基準等条例施行規則(平成26年広島市規則第83号)の一部を次のように改正する。

第2条中「看護師」の右に「, 准看護師」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市規則第46号

平成27年3月31日

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則(平成21年広島市規則第53号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び六ふっ化硫黄」を「, 六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素」に改める。

第3条第1項第2号イ中「別表第12」を「別表第13」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市規則第47号

平成27年3月31日

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則(昭和33年広島市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第4条の2の5の表常時介護を要する状態の項中「10万4,290円」を「10万4,570円」に、「5万6,600円」を「5万6,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「5万2,150円」を「5万2,290円」に、「2万8,300円」を「2万8,400円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
2 改正後の第4条の2の5の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

広島市規則第48号

平成27年3月31日

広島市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

広島市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年広島市規則

第1号)の一部を次のように改正する。

本則中「子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)」を「府令」とし、本則を第2条とし、同条に見出しとして「(就労時間の下限)」を付し、同条の前に次の1条を加える。

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)及び広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例(平成27年広島市条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

本則に次の4条を加える。

(保育料の額)

第3条 法第27条第3項第2号に規定する本市が定める額(本市が設置する教育・保育施設に係るものを除く。)は月額とし、その額は、次の各号に掲げる支給認定子ども(法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 教育認定子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第1項に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。)のうち都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)が設置する教育・保育施設で教育・保育を受けるもの 別表第1に定める額
- (2) 教育認定子どものうち前号に掲げる支給認定子ども以外のもの 別表第2に定める額
- (3) 保育認定子ども(法第59条第2号に規定する保育認定子どもをいう。以下同じ。) 別表第3に定める額

2 法第28条第2項第1号に規定する政令で定める額を限度として本市が定める額は月額とし、その額は、次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる支給認定子ども 別表第1に定める額
- (2) 前項第2号に掲げる支給認定子ども 別表第2に定める額
- (3) 前項第3号に掲げる支給認定子ども 別表第3に定める額

3 法第28条第2項第2号に規定する本市が定める額(本市が設置する保育所に係るものを除く。)は月額とし、その額は、次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 都道府県又は市町村が設置する保育所で保育を受ける支給認定子ども 別表第1に定める額
- (2) 前号に掲げる支給認定子ども以外の支給認定子ども 別表第2に定める額

4 法第28条第2項第3号に規定する本市が定める額(本市が設置する幼稚園に係るものを除く。)は月額とし、その額は、次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 都道府県又は市町村が設置する幼稚園で教育を受ける支給認定子ども 別表第1に定める額
- (2) 前号に掲げる支給認定子ども以外の支給認定子ども 別表

第2に定める額

5 法第29条第3項第2号に規定する本市が定める額は月額とし、その額は、別表第3に定める額とする。

6 法第30条第2項第1号に規定する政令で定める額を限度として本市が定める額は月額とし、その額は、別表第3に定める額とする。

7 法第30条第2項第2号に規定する本市が定める額は月額とし、その額は、別表第2に定める額とする。

8 法第30条第2項第3号に規定する本市が定める額は月額とし、その額は、別表第3に定める額とする。

9 法第30条第2項第4号に規定する政令で定める額を限度として本市が定める額は月額とし、その額は、次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 教育認定子ども 別表第2に定める額
- (2) 保育認定子ども 別表第3に定める額

第4条 支給認定子どもが月の途中において特定教育・保育等

(法第59条第3号に規定する特定教育・保育等をいう。以下同じ。)を受け始め、若しくは受けることをやめ、又は利用する特定教育・保育施設(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。)、特定地域型保育事業所(法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいう。)又は特例保育(法第30条第1項第4号に規定する特例保育をいう。)を提供する事業所(以下「特定教育・保育施設等」という。)の変更を行った場合における当該月の前条各項の本市が定める額(第3項及び別表第1から別表第3までにおいて「保育料の額」という。)は、これらの項の規定にかかわらず、日割りにより計算するものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、適用しない。

- (1) 月の初日が非提供日(当該支給認定子どもに対して教育・保育の提供が行われない日をいう。以下同じ。)に当たる月に特定教育・保育等を受け始め、又は特定教育・保育施設等の変更を行う場合において、その開始又は変更に係る日が当該非提供日後最初に到来する非提供日でない日であるとき。
- (2) 月の末日が非提供日に当たる月に特定教育・保育等を受けることをやめ、又は特定教育・保育施設等の変更を行う場合において、その終了又は変更に係る日が当該非提供日の直前の非提供日でない日であるとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

3 市長は、災害、疾病その他の特別の事由があると認めるときは、前条及び前2項の規定による保育料の額を変更することができる。

(過料)

第5条 条例第1条の規定により過料を科するときは、所定の過料決定書によりその旨を通知し、所定の納入通知書によりこれを徴収する。

2 前項の過料の督促は、所定の督促状の発付により行う。

(委任規定)

第6条 この規則に定めるもののほか、法、府令及び条例の施行

- に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。
- 附則を附則第1項とし、附則に次の5項を加える。
- 2 市長は、法附則第6条第1項の場合には、当該保育を受ける支給認定子どもの保護者又は扶養義務者から、別表第3に定める額と同額の保育料を徴収する。
  - 3 前項の保育料の額については、第4条の規定を準用する。
  - 4 第2項の保育料の徴収については、広島市保育園条例（昭和23年10月4日広島市条例第44号）に規定する保育料の徴収の例によるものとする。
  - 5 法附則第9条第1項第1号イに規定する本市が定める額（本市が設置する教育・保育施設に係るものを除く。）、同項第2号イ(1)に規定する政令で定める額を限度として本市が定める額、同号ロ(1)に規定する本市が定める額（本市が設置する保育所に係るものを除く。）、同項第3号イ(1)に規定する本市が定める額及び同号ロ(1)に規定する政令で定める額を限度として本市が定める額（次項において「保育料の額」という。）は月額とし、その額は、次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額と同額とする。
    - (1) 都道府県又は市町村が設置する教育・保育施設で教育・保育を受ける支給認定子ども 別表第1に定める額
    - (2) 前号に掲げる支給認定子ども以外の支給認定子ども 別表第2に定める額
  - 6 保育料の額については、第4条の規定を準用する。
- 附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1（第3条関係）

各月初日の支給認定子どもの保護者の属する世帯の階層区分		保育料の額
A	生活保護世帯	円 0
B	市町村民税非課税世帯（A階層の世帯を除く。）	0
C 1	均等割の額のみ	3,000
C 2	市町村民税課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当するもの（A階層の世帯を除く。）	所得割合算額が39,601円未満 5,150
C 3		所得割合算額が39,601円以上44,101円未満 5,900
C 4		所得割合算額が44,101円以上48,601円未満 7,100
C 5		所得割合算額が48,601円以上54,001円未満 8,300
C 6		所得割合算額が54,001円以上 8,800

備考

- 1 この表において「生活保護世帯」とは、子ども・子育て支援法施行令（以下「政令」という。）第4条第1項第5号に規定する被保護者が属する世帯をいう。次表及び別表第3において同じ。
- 2 この表において、「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第1号に掲げる均等割の額をいい、「所得割合算額」とは支給認定子どもの保護者及び当核保護者と同一の世帯に属する者についての同法の規定による市町村

民税の同項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（府令第20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額）を合算した額をいう。次表及び別表第3において同じ。

- 3 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免により所得割（同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。以下同じ。）（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が免除された者は、B階層又はC1階層の認定に限り、所得割が課されない者とみなす。次表において同じ。
- 4 所得割合算額の計算においては、地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族のうち16歳未満の者の数が2人を超える場合は、支給認定子どもの保護者の属する世帯の所得割合算額から2人を超える1人ごとに2万2,800円を控除した額を所得割合算額とする。次表及び別表第3において同じ。
- 5 4月から8月までの各月分の保育料にあつては前年度分の均等割の額又は所得割の額により、9月から翌年3月までの各月分の保育料にあつては当該年度分の均等割の額又は所得割の額により、それぞれ各月初日における支給認定子どもの保護者の属する世帯の階層を認定する。ただし、市町村民税の課税関係が判明しないため、当該世帯の階層を認定することができない場合は1年度前の年度分の均等割の額又は所得割の額によることとし、なお市町村民税の課税関係が判明しない場合の当該世帯の階層は、当該世帯の収入額及び世帯構成を勘案して認定するものとする。次表及び別表第3において同じ。
- 6 特別利用教育（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。以下同じ。）以外の教育・保育を受ける支給認定子どもの保護者が養育里親等（政令第4条第1項第4号に規定する養育里親等をいう。）である場合はB階層とし、特別利用教育を受ける支給認定子どもの保護者が里親（政令第4条第2項第8号に規定する里親をいう。以下同じ。）である場合はA階層とする。次表において同じ。
- 7 C1階層からC6階層までの世帯（所得割合算額が7万7,101円未満の世帯に限る。）に属する者が、要保護者等（政令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）に該当する場合の保育料の額は、C1階層にあつては零とし、C2階層からC6階層までにあつては当該階層の保育料の額から1,000円を減じた額とする。
- 8 C1階層からC6階層までの世帯において、負担額算定基準子ども（政令第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合の次の(1)又は(2)に掲げる支給認定子どもに関する保育料の額は、当該(1)又は(2)に定める額とする。
  - (1) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 当該階層

の保育料の額（備考の7の適用があるときは、適用後の額）に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

ア 負担額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子ども（政令第14条に規定する小学校第3学年修了前子どもをいう。以下同じ。）が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども（同条第1号イに規定する最年長負担額算定基準小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）である教育認定子ども

イ 負担額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども（政令第14条第1号ロに規定する負担額算定基準小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）（最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。以下この備考の8において同じ。）である保育認定子ども

ウ 全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 零

ア 負担額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

イ 負担額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

ウ 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども

別表第2（第3条関係）

各月初日の支給認定子どもの保護者の属する世帯の階層区分		保育料の額	
A	生活保護世帯	円 0	
B	市町村民税非課税世帯（A階層の世帯を除く。）	0	
C 1	市町村民税課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当するもの（A階層の世帯を除く。）	均等割の額のみ	3,000
C 2		所得割合算額が39,601円未満	5,150
C 3		所得割合算額が39,601円以上44,101円未満	5,900
C 4		所得割合算額が44,101円以上48,601円未満	7,100
C 5		所得割合算額が48,601円以上54,001円未満	8,300
C 6		所得割合算額が54,001円以上59,001円未満	10,000
C 7		所得割合算額が59,001円以上64,001円未満	12,200
C 8		所得割合算額が64,001円以上77,101円未満	12,500

C 9	所得割合算額が77,101円以上79,001円未満	16,750
C 10	所得割合算額が79,001円以上211,201円未満	16,900
C 11	所得割合算額が211,201円以上270,901円未満	21,300
C 12	所得割合算額が270,901円以上	22,100

備考

1 C 1階層からC 8階層までの世帯に属する者が、要保護者等に該当する場合の保育料の額は、C 1階層にあっては零とし、C 2階層からC 8階層までにあっては当該階層の保育料の額から1,000円を減じた額とする。

2 C 1階層からC 12階層までの世帯において、負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合の次の(1)又は(2)に掲げる支給認定子どもに関する保育料の額は、当該(1)又は(2)に定める額とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 当該階層の保育料の額（備考の1の適用があるときは、適用後の額）に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

ア 負担額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子どもが1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

イ 負担額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。以下この備考の2において同じ。）である保育認定子ども

ウ 全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 零

ア 負担額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

イ 負担額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

ウ 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども

別表第3（第3条関係）

各月初日の支給認定子どもの保護者の属する世帯の階層区分		保育料の額				
		満3歳以上保育認定子ども		満3歳未満保育認定子ども等		
		標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定	
A	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	
B	市町村民税非課税世帯（A階層の世帯を除く。）	0	0	0	0	
C 1	市町村民税課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当するもの（A階層の世帯を除く。）	均等割の額のみ又は所得割合算額が39,600円未満	5,250	5,150	7,200	7,050
C 2		所得割合算額が39,600円以上44,100円未満	6,050	5,900	8,000	7,850
C 3		所得割合算額が44,100円以上48,600円未満	7,250	7,100	9,200	9,000
C 4		所得割合算額が48,600円以上54,000円未満	8,450	8,300	10,700	10,500
C 5		所得割合算額が54,000円以上59,000円未満	10,200	10,000	12,200	11,950
C 6		所得割合算額が59,000円以上64,000円未満	12,450	12,200	14,250	14,000
C 7		所得割合算額が64,000円以上79,000円未満	17,050	16,750	18,750	18,400
C 8		所得割合算額が79,000円以上97,000円未満	19,850	19,500	23,850	23,400
C 9		所得割合算額が97,000円以上114,000円未満	21,200	20,800	29,750	29,200
C 10		所得割合算額が114,000円以上133,000円未満	22,600	22,200	35,800	35,150

C 11	所得割合算額が133,000円以上151,000円未満	24,000	23,550	41,600	40,850
C 12	所得割合算額が151,000円以上169,000円未満	25,300	24,850	44,500	43,700
C 13	所得割合算額が169,000円以上205,000円未満	26,650	26,150	49,800	48,950
C 14	所得割合算額が205,000円以上256,000円未満	28,500	28,000	52,450	51,550
C 15	所得割合算額が256,000円以上301,000円未満	30,300	29,750	55,450	54,500
C 16	所得割合算額が301,000円以上397,000円未満	31,250	30,700	57,250	56,250
C 17	所得割合算額が397,000円以上	34,050	33,450	62,400	61,300

備考

- この表において、「満3歳以上保育認定子ども」とは政令第4条第2項に規定する満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子ども（同条第3項に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）を除く。）をいい、「満3歳未満保育認定子ども等」とは同項に規定する満3歳未満保育認定子ども及び特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- この表において、「標準時間認定」とは府令第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の区分の認定をいい、「短時間認定」とは同項に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の区分の認定をいう。
- 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免により市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が免除された者は、B階層の認定に限り、市町村民税が課されない者とみなす。
- 支給認定子どもの保護者が里親である場合は、A階層とする。
- C1階層からC3階層までの世帯に属する者が、要保護者等に該当する場合の保育料の額は、当該階層の保育料の額から1,000円を減じた額とする。

6 C1階層からC17階層までの世帯において、負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合の次の(1)又は(2)に掲げる支給認定子どもに関する保育料の額は、当該(1)又は(2)に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども 当該階層の保育料の額（備考の5の適用があるときは、適用後の額）に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

ア 負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。以下この備考の6において同じ。）である保育認定子ども

イ 全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

(2) 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども 零

7 特定教育・保育等（特別利用教育を除く。）を受ける保育認定子どもが、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に、これらの日に保育を提供する特定教育・保育施設等において保育必要量の範囲内で保育を受ける場合の当該保育に係る保育料の額は、零とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



広島市規則第49号

平成27年3月31日

広島市阿戸認定こども園条例施行規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市阿戸認定こども園条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、広島市阿戸認定こども園条例（平成27年広島市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（保育する乳幼児）

第2条 広島市阿戸認定こども園（以下「本園」という。）で保育する乳幼児は、次の各号に該当しない者で市長が適当と認めたものでなければならない。

(1) 感染症にかかっている者（感染のおそれがないと認められる病状の者を除く。）

(2) 身体虚弱で保育に堪えることができない者

（入園の承諾の取消し）

第3条 市長は、本園の管理上必要があると認めるときは、乳幼児の入園の承諾を取り消すことができる。

（休園等）

第4条 保護者は、その乳幼児（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに限る。）を休園させようとするときは、その旨を市長に申し込み、その承諾を受けなければならない。

2 前項の規定による休園の期間は、1年以内とする。

3 保護者は、第1項の規定により休園の承諾を受けた乳幼児を復園させようとするときは、その旨を市長に申し込み、その承諾を受けなければならない。

（利用定員）

第5条 条例第6条の規定により定める本園の利用定員は、78人とする。

（保育料の額）

第6条 条例第7条第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当核各号に定める額とする。ただし、第1号、第2号又は第4号に掲げる乳幼児の保護者が本市の区域の外に居住地を有する場合は、第1号又は第2号に掲げる乳幼児にあっては当該居住地の市町村が定める額とし、第4号に掲げる乳幼児にあっては当該居住地の市町村と協議して定める額とする。

(1) 条例第7条第2項第1号に掲げる乳幼児のうち教育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「支援法施行令」という。）第4条第1項に規定する教育認定子どもをいう。）であるもの 別表第1に定める額

(2) 条例第7条第2項第1号に掲げる乳幼児のうち保育認定子ども（支援法第59条第2号に規定する保育認定子どもをいう。）であるもの 別表第2に定める額

(3) 条例第7条第2項第2号に掲げる乳幼児 支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

(4) 条例第7条第2項第3号に掲げる乳幼児 別表第3に定める額

2 乳幼児が月の途中において入園し、休園し、復園し、又は退園した場合における当該月の保育料の額は、前項の規定にかかわらず、日割りにより計算するものとする。

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

(1) 月の初日が非提供日（当該乳幼児に対して保育の提供を行わない日をいう。以下同じ。）に当たる月に入園し、又は復園する場合において、その入園又は復園に係る日が当該非提供日後最初に到来する非提供日でない日であるとき。

(2) 月の末日が非提供日に当たる月に退園し、又は休園する場合において、その退園又は休園に係る日が当該非提供日の直前の非提供日でない日であるとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。

4 市長は、災害、疾病その他の特別の事由があると認めるときは、前3項の規定による保育料の額を変更することができる。

(保育料の徴収)

第7条 保育料は、所定の納入通知書により徴収する。

2 保育料の納付期限は、毎月末日（12月分の保育料については、翌年1月4日）とする。

3 前項の規定により定められる納付期限が土曜日に該当するときは、同項の規定にかかわらず、その日の翌日を納付期限とみなす。

4 市長は、特別の事情がある場合においては、前2項の納付期限を変更することができる。

(委任規定)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

各月初日の乳幼児の保護者の属する世帯の階層区分		保育料の額
A	生活保護世帯	円 0
B	市町村民税非課税世帯（A階層の世帯を除く。）	0
C1	均等割の額のみ	3,000
C2	市町村民税課税世帯で所得割合算額が39,601円未満	5,150
C3	市町村民税課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当するもの（A階層の世帯を除く。）所得割合算額が39,601円以上44,101円未満	5,900
C4	所得割合算額が44,101円以上48,601円未満	7,100
C5	所得割合算額が48,601円以上54,001円未満	8,300
C6	所得割合算額が54,001円以上	8,800

備考

1 この表において「生活保護世帯」とは、支援法施行令第4条第1項第5号に規定する被保護者が属する世帯をいう。次表において同じ。

2 この表において、「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第1号に掲げる均等割の額をいい、「所得割合算額」とは乳幼児の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者についての同法の規定による市町村民税の同法第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第4号）第20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額）を合算した額をいう。次表において同じ。

3 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免により所得割（同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。以下同じ。）（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が免除された者は、B階層又はC1階層の認

定に限り、所得割が課されない者とみなす。

4 所得割合算額の計算においては、地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族のうち16歳未満の者の数が2人を超える場合は、乳幼児の保護者の属する世帯の所得割合算額から2人を超える1人ごとに2万2,800円を控除した額を所得割合算額とする。次表において同じ。

5 4月から8月までの各月分の保育料にあつては前年度分の均等割の額又は所得割の額により、9月から翌年3月までの各月分の保育料にあつては当該年度分の均等割の額又は所得割の額により、それぞれ各月初日における乳幼児の保護者の属する世帯の階層を認定する。ただし、市町村民税の課税関係が判明しないため、当該世帯の階層を認定することができない場合は1年度前の年度分の均等割の額又は所得割の額によることとし、なお市町村民税の課税関係が判明しない場合の当該世帯の階層は、当該世帯の収入額及び世帯構成を勘案して認定するものとする。次表において同じ。

6 乳幼児の保護者が養育里親等（支援法施行令第4条第1項第4号に規定する養育里親等をいう。）である場合は、B階層とする。

7 C1階層からC6階層までの世帯（所得割合算額が7万7,101円未満の世帯に限る。）に属する者が、要保護者等（支援法施行令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）に該当する場合の保育料の額は、C1階層にあつては零とし、C2階層からC6階層までにあつては当該階層の保育料の額から1,000円を減じた額とする。

8 C1階層からC6階層までの世帯において、負担額算定基準子ども（支援法施行令第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合の次の(1)又は(2)に掲げる乳幼児に関する保育料の額は、当該(1)又は(2)に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる乳幼児 当該階層の保育料の額（備考の7の適用があるときは、適用後の額）に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

ア 負担額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子ども（支援法施行令第14条に規定する小学校第3学年修了前子どもをいう。以下同じ。）が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども（同条第1号イに規定する最年長負担額算定基準小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）である乳幼児

イ 全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子ども（支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の場合における負担額算定基準小学校就学前子ども（支援法施行令第14条第1号ロに規定する負担額算定基準小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）（最年長負担額算定基準小学校就学